

# くらしのかわら版

第68号

令和5年3月発行



## 第68号の内容

- ▼春の新生活、消費者トラブルにご注意！
- ▼滋賀県消費生活センター開所日変更のお知らせ
- ▼令和4年度消費生活川柳 入賞作品のご紹介 ほか

## 春の新生活、消費者トラブルにご注意！

春は就職、進学などで新しい生活がスタートする季節です。一人暮らしをするなど、これまでとは違った環境での生活が始まる中、社会経験や契約知識の少ない若者をターゲットにした消費者トラブルが増える時期でもあります。契約時に注意したいポイントを確認し、トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

### 事例

一人暮らしの自宅に突然業者が来訪。「管理会社から紹介された」と換気扇フィルターを勧誘され、信じて契約したが、管理会社に確認するとそのような事実はないとのことだった。だまされたので解約したい。

- 引っ越し直後は荷解きや手続きなどで忙しく、新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。
- 業者の話について少しでも疑問に感じたら、管理会社などに確認しましょう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。



### 事例

SNSで知り合った人から、FX自動売買システムの投資に勧誘された。200万円のコースを勧められ、お金がないという「消費者金融で借りればよい。もうかるのですぐに返済できる」と言われ契約し、借金して支払った。しかし、説明と異なり一向にもうからない。

- 楽をして簡単にもうかる話はありません。SNS上の話だけでなく、身近な友人や先輩から勧誘されても、話をうのみにせず、不必要な契約はきっぱりと断りましょう。
- 「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても安易に信用せず、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまでの契約はやめましょう。

## 契約時に注意したい5つのポイント

### 1 契約するかどうかの判断は慎重に

○「今だけのお得なキャンペーン」などと勧められる場合がありますが、迷ったら契約しないことも大切です。

○高額な契約は、あらかじめ契約内容を十分に確認し、周りの人に相談しましょう。

### 2 ローン（借金）はよく考えて

○「必ずもうかる」と触れ込み、ローンで借金をしてでも契約を勧められるケースがあります。そうした勧誘は直ちに断りましょう。

○「必ずもうかる」ということはありません。

### 3 インターネット通販は事業者・内容を事前にチェック

○インターネット通販は手軽で便利でも、「商品が届かない」、「定期購入になっていない」というトラブルにあうこともあります。

○契約内容や事業者の情報などを事前によく確認しましょう。

### 4 知らない人の SNS 情報は確認をしっかりと

○「SNS で知り合った人」の情報や SNS の書き込みが被害のきっかけになることも。

○SNS でのやりとりをうのみにしてはいけません。

### 5 エステや美容医療を受けるときはよく考えて

○お試してサロンやクリニックに行った当日に、高額な施術や治療を強く勧められる場合があります。冷静に考えましょう。

○施術・治療や契約の内容をきちんと説明してもらい、十分に理解しましょう。

（参考：消費者庁「安全・安心な新生活をスタート！」）

## 📣 滋賀県消費生活センター開所日変更のお知らせ

令和5年4月から滋賀県消費生活センターの開所日を下記の通り変更します。

変更前：令和5年3月まで

月～土曜日 9時15分～16時（祝日、年末年始を除く）

変更後：令和5年4月から

月～金曜日 9時15分～16時（祝日、年末年始を除く）

※土曜日、日曜日は閉所します。ただし、消費者ホットライン「188」は、国民生活センターの休日相談につながります。

※インターネット消費生活相談はいつでもご相談いただけます。

（しがネット受付サービスで受付、3営業日以内にメールで回答

HP <http://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html>



ネット相談はこちら

## 点検して不安をあおる手口に気をつけて！

低価格の排水管洗浄や無料の床下点検をきっかけに、高額な清掃サービスや工事を勧誘され契約してしまったという相談が多く寄せられています。

### 事例

突然自宅を訪問した業者から「12,000円で排水管洗浄しませんか」と勧誘され、契約した。作業後、床下を点検してもらったところ、「風呂場で漏水しているから工事が必要」と言われ、約70万円で修理工事の契約をした。しかし、その後別の業者に点検してもらったところ、漏水は確認されなかった。



- ✓「低価格で洗浄する」、「無料で点検する」などと訪問されても、対応しないようにしましょう。言葉巧みに消費者の不安をあおり、工事や清掃サービス等の契約を取り付けようとする事業者もいます。
- ✓事業者の説明をうのみにせず、必要のない契約はきっぱり断りましょう。一度契約すると、他の場所も点検するといって、次々契約させようとしてくるケースもあります。
- ✓突然の訪問で契約した場合や、来訪を依頼した内容と違う契約をした場合など、クーリング・オフができる場合があります。

## 消費者契約法が改正されました

靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象が拡大されるとともに、取消権の行使期間が延長されました。(令和5年1月5日施行)

### 靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象の拡大

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるようになりました。

- ① 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、
  - ② そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、
  - ③ 又はそのような不安を抱いていることに乗じて、
- その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

### 取消権の行使期間の延長

- ① 追認をすることができる時から**3年**(現行1年)
- ② 契約締結時から **10年**(現行5年)
- ③ 現行の取消権について時効が完成していないものにも適用

## 令和4年度消費生活川柳 入賞作品のご紹介

滋賀県消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月～11月)に合わせて、消費生活にちなんだ川柳「消費生活川柳」を募集し、その後入賞作品16作品を決定しました。センターホームページに全入賞作品を掲載していますが、ここではその一部をご紹介します。

**最優秀賞**  
気をつけて  
儲かる副業  
詐欺の予感  
(りすたさん)

**優秀賞**  
絶対に  
儲かるなら  
君やれば  
(藤谷 孝幸さん)

**優秀賞**  
知ることは  
危険を防ぐ  
第一歩  
(こすもすさん)

**優秀賞**  
要らないと  
断る勇氣  
大切に  
(ひとちゃんさん)

**優秀賞**  
ワンタツプ  
そこには危険  
つまってる  
(まなさん)

**優秀賞**  
これはケチ?  
節約? いやいや  
SDGS!  
(わかさん)



「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

月～土 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)



(インターネット相談)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

「くらしのかわら版」第68号(令和5年3月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-23-0999 (相談) 0749-27-2234 (事務) FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



(ホームページ)



(Twitter)